

年度経営計画

平成28年度

宮城県信用保証協会

年度経営計画(平成28年度)

目 次

| | (ページ) |
|-----------|-------|
| 1 経営方針 | |
| (1)業務環境 | 1 |
| (2)業務運営方針 | 2 |
| 2 重点課題 | |
| 【保証部門】 | 3~4 |
| 【期中管理部門】 | 5~6 |
| 【回収部門】 | 7 |
| 【その他間接部門】 | 8~9 |
| 3 事業計画 | 10 |

(1) 業務環境

○ 宮城県の景気動向

平成27年度の我が国経済は、各種政策の効果などから雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

このような中で、県内の経済情勢をみると、生産は、食料品工業で水産加工品工業が原材料不足の影響により減産していることから弱含んでおり、生産用・業務用機械工業では企業の設備投資に一服感がみられるが、電子部品・デバイス工業では自動車向けが堅調なことなどから、おおむね横ばいとなっている。公共投資では、震災復旧関連工事を主体に高水準で推移し、新設住宅着工戸数も災害公営住宅等の着工減少により貸家が前年を下回るも持家が前年を上回り高水準で推移した。個人消費については、乗用車販売（新車登録・届出台数）で前年を下回るも百貨店・スーパー販売額で主力の飲食料品が堅調に推移し、家具・家電・家庭用品販売が前年を上回るなど、回復しつつある。雇用情勢については、有効求人倍率、新規求人倍率ともに高水準で推移し改善している。

○ 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

地域の中小企業・小規模事業者の景況は、一部に弱い動きがみられるものの、各種政策の効果や震災復興需要を背景に、緩やかに回復しており、企業倒産件数も小康状態が続いている。

しかしながら、震災の影響による用地嵩上げ等の基盤整備待ちの状況や販路喪失、労働力不足に加え、円安による原材料価格の高止まりが企業収益に影響を及ぼしていることなど懸念材料も多い。

今後は、各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるが、震災復興やアベノミクスの恩恵を受けきれない企業の動向とともに、沿岸部における復興計画の進捗、海外景気の下振れによる影響や金融資本市場の変動の影響に留意していく必要がある。

(2) 業務運営方針

東日本大震災から5年が経過、宮城県の震災復興計画においては「再生期」の3年目に入り、引き続き被災した中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者等という。）の復興に向け、県・市町の復興計画の進捗に伴う設備資金等の資金需要に対しては関係機関の施策との連携を図りながら重点的に支援に取り組む。

また、県内の中小企業・小規模事業者が置かれている経営環境に見合った資金需要に迅速に取り組むとともに、利用企業者数が減少している現状においては、新規保証利用の推進に加え、創業支援にも注力して取り組む。

さらに、経営改善が進まない中小企業者等に対しては、関係機関と連携したサポート会議、よろず支援拠点、及び経営改善計画策定支援事業や協会自らが行う専門家派遣事業等の各種支援策を活用し経営力の強化に努め、量的信用保証に加え、中小企業者等のニーズに見合った経営支援・再生支援等、コンサルティング機能を十分に発揮し付加価値サービスの提供に努める。また、回収については、無担保求償権の増加等回収環境が厳しい中、引き続き期中管理の段階から債務者等の実態把握の徹底やサービサーを活用した回収の合理化・効率化に努める。

また、現在検討が進められている信用補完制度の見直しについては、全国信用保証協会連合会の下で議論を深めていくとともに、制度の見直し点に関しては適切に対応していくものとする。

そのほか、コンプライアンス態勢の推進やコモンシステムの安定稼働を図るとともに、事業継続態勢の整備及び人材育成に積極的に努め、引き続き「信頼される保証協会」、「顔の見える保証協会」を目指し、より一層業務に邁進していくものとする。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

東日本大震災から5年が経過し、建設関連を中心に復興需要が見られており、好業績を継続している企業も少なくない。しかしながら一部の業種では円安による仕入価格の高止まりや、慢性的な人材不足、販路回復に苦しんでいる企業も存在している。引き続き関係機関との連携を図りながら、中小企業・小規模事業者の経営実態、特性を十分に踏まえた金融支援・経営支援に努めていくことが重要であり、次の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ① 被災した中小企業・小規模事業者の復興に向けた取組み
- ② 創業支援への取組み
- ③ 政策保証の推進への取組み
- ④ 保証利用度向上への取組み

(3) 課題解決のための方策

- ① 被災した中小企業・小規模事業者の復興に向けた取組み

各地域の復興計画の進捗や関係機関の施策との連携を図りながら、企業の経営実態、特性を十分に踏まえ、各種政策保証制度の提案を行うほか、返済緩和などの資金繰り支援について柔軟に対応する。

- ② 創業支援への取組み

創業関連制度については、関係機関との説明会や勉強会を通して周知・提案に努めるほか、創業を予定している企業については、株式会社日本政策金融公庫及び各金融機関との連携を図りながら、個々の実情に応じた金融支援に努める。また、開業後1か月、6か月、1年（必要に応じ）経過後の企業については企業訪問を行い、必要に応じてよろず支援拠点等の支援機関を活用するなど、事業計画に対するフォローアップに努めていく。

【保証部門】

③ 政策保証の推進への取組み

中小企業・小規模事業者が置かれている経営環境に即した多用なニーズに迅速・的確に対応するため、各種政策保証の広報及び個々の実情に即した提案を行う。

イ 経営改善が必要な企業には経営力強化保証

ロ 返済条件緩和先で事業改善の意欲がある企業には条件変更改善型借換保証

ハ 再生支援（再生計画実施）が必要な企業には事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

ニ 創業者に対しては創業関連保証（再挑戦支援保証）、支援創業関連保証、創業等関連保証

ホ 経済事情の変動により経営の安定に支障を生じている企業にはセーフティネット保証

ヘ 被災した中小企業・小規模事業者には東日本大震災復興緊急保証

ト 保証料率や貸付利率の低い県・市町村制度保証

チ 企業の利便性を考慮し、売掛債権や棚卸資産を担保とするABL保証や当座貸越根保証について柔軟かつ迅速に対応

④ 保証利用度向上への取組み

「保証利用先増加キャンペーン」を実施するほか、各金融機関が行う保証残高増強等の推進施策に積極的に協賛する。また、株式会社日本政策金融公庫と締結した「業務連携・協力に関する覚書（平成26年10月28日）」に基づき、創業制度の推進を図り、保証利用度の向上に努める。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に対し、借換保証や経営力強化保証等による金融支援を行うほか、サポート会議の開催を主に、外部専門家派遣事業やよろず支援拠点の活用も含めた、経営支援・再生支援に努めてきた。引き続き関係機関と連携し、金融支援はもとより経営支援・再生支援等、協会自らコンサルティング機能を発揮し、企業の経営力強化を図っていくことが重要であり、次の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ① 被災した中小企業・小規模事業者に対する経営支援・再生支援への取り組み
- ② コンサルティング機能強化への取り組み
- ③ 延滞先に対する期中支援の取り組み
- ④ 代位弁済見込先に対する実態把握への取り組み

(3) 課題解決のための方策

- ① 被災した中小企業・小規模事業者に対する経営支援・再生支援への取り組み

サポート会議やよろず支援拠点等の活用、宮城県産業復興相談センター、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や外部専門家との連携を図りながら経営支援・再生支援に努める。

- ② コンサルティング機能強化への取り組み

条件変更を繰り返すなど経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、金融機関等と連携して中小企業者等に対する経営支援の取り組みについて次のとおり行う。

イ 返済方法を据置した企業について、企業の業況、金融機関の支援スタンスを確認したうえで、協会が対応できる期中支援策を検討するなど、金融機関と連携した期中支援を実践する。

ロ サポート会議やよろず支援拠点を活用するほか、必要に応じ協会自ら外部専門家を派遣するなどコンサルティング機能を十分に発揮し企業の経営力強化を図る。また、国の補助事業である経営改善計画策定支援事業において、協会がその費用の一部を補填する事業（一定要件を満たした先に対して行う補助事業）については継

2 重点課題

【期中管理部門】

続して行う。

ハ 宮城県中小企業再生支援協議会や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の外部機関と連携を図りながら経営支援・再生支援に努める。

③ 延滞先に対する期中支援の取組み

延滞先企業については、金融機関との連携を緊密にし早期実態把握に努め、個々の実情に応じた返済負担軽減等を行い、事故の未然防止、代位弁済の抑制に努める。

④ 代位弁済見込先に対する実態把握への取組み

代位弁済見込先の企業については、代位弁済時までには債務者・保証人の現況調査を促進し、代位弁済後の早期回収に備える。

【回収部門】

(1) 現状認識

担保や第三者保証のない求償権の累増により回収環境は厳しさを増している。このような状況に対し回収額の維持・増加を図るためには回収方針の早期決定と債務者等の実態把握の強化が必要であるため、次の課題に取り込む。

(2) 具体的な課題

- ① 債務者等の実態把握への取組み
- ② 有担保求償権の回収への取組み
- ③ 無担保求償権の回収への取組み

(3) 課題解決のための方策

① 債務者等の実態把握への取組み

債務者及び連帯保証人等の現況調査を強化し、回収財源の掘り起こしに努め、回収方針に沿った効率的な回収に努める。また、一部弁済による保証債務免除を適正に活用することによる効率的な回収にも努める。

② 有担保求償権の回収への取組み

保証協会設定担保や金融機関からの移転担保について引き続き現況調査を進め、早期に返済交渉を行うとともに任意処分可能なものは処分に努め、状況に応じ法的手続き(競売・仮差押等)を行う。

③ 無担保求償権の回収への取組み

保証協会債権回収株式会社の有効活用により実態調査等を進め、回収の合理化・効率化に努める。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

健全な業務運営を図るため、コンプライアンス態勢の推進や事業継続体制の整備への取組みを推進していくほか、「COMMONシステム」の安定稼動を図るとともに、顧客サービスの向上等を目的とした人材育成等にも引き続き積極的に努めていく方針とし、次の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ① コンプライアンス態勢の推進
- ② 「COMMONシステム」の安定稼動
- ③ 事業継続体制の整備
- ④ 人材育成の充実・強化等への取組み
- ⑤ 経営基盤の強化への取組み

(3) 課題解決のための方策

① コンプライアンス態勢の推進

コンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンスの取組みについて一層の周知、徹底に努めるとともに、常勤役員が全職員を対象に実施するヒアリングやコンプライアンスチェックシートを活用し、法令等の遵守状況、コンプライアンス浸透状況及び職員の実情を把握し、必要な改善を図りながら、引き続きコンプライアンス態勢の推進に努める。

また、個人情報の保護を徹底するため、個人データ取扱状況の点検を定期的実施し、不正利用及び情報漏えいの防止等の周知・徹底を図り、個人情報の適切な管理に努める。

反社会的勢力等に対しては、警察や地元新聞等の情報を活用し、不正利用の防止を図るとともに、弁護士、警察、暴力団追放推進センター等と連携し、組織として不正利用の排除に取り組む。

【その他間接部門】

② 「COMMONシステム」の安定稼働

平成27年10月に稼働した「COMMONシステム」については、運用会社である保証協会システムセンター株式会社等と連携して、安全で正確な運用に努める。また、システム担当者のスキル維持・向上を図るため、同センターが開催する研修会等に出席し、人材育成を図る。

③ 事業継続体制の整備

職員が「事業継続計画」における各自の役割を十分に認識し、同計画に従って迅速な行動が取れるよう研修等による周知や訓練に努める。

④ 人材育成の充実・強化等への取組み

保証審査のための目利き能力、経営支援・再生支援及び債権管理等の専門知識の習得を図るため、外部研修への参加や内部研修の充実・強化を行うとともに、中小企業診断士等の資格取得の推進及び有資格職員の有効的な活用を図る。

⑤ 経営基盤の強化への取組み

対外的信用力を維持するとともに、中小企業・小規模事業者に対して信用保証を通じ安定的な資金供給を行うため、保証利用の推進、期中支援の徹底、回収の強化に取り組む。

3 事業計画

宮城県信用保証協会

(単位：百万円)

| | 金額 | 対前年度 計画比 | 対前年度 実績見込比 |
|----------|---------|-------------|---------------|
| 保証承諾 | 110,000 | 97.3% | 115.8% |
| 保証債務残高 | 316,000 | 90.1% | 93.8% |
| 保証債務平均残高 | 322,000 | 90.1% | 91.4% |
| 代位弁済 | 8,500 | 85.0% | 123.5% |
| 実際回収 | 2,500 | 96.2% | 124.6% |
| 求償権残高 | 2,239 | 117.8% | 123.9% |